

# 玉 掛 け 技 能 講 習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：令和6年3月30日)

つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛け業務については、登録教習機関が行う「玉掛け技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっていきます。当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。

(安全衛生法第61条 施行令第20条第16号)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上の者でないと就業できません。

## 2. 学科開催日時・会場・定員

| 開催月日時                                 | 会 場                           | 定 員 |
|---------------------------------------|-------------------------------|-----|
| 令和5年5月8日～9日<br>8時35分より<br>(受付8:20時より) | 松江市学園一丁目5番35号<br>(一社)島根労働基準協会 | 60名 |

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、マスクの着用、手指の消毒等をお願いします。

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

※C区分は12:20より受付を行います。

## 3. 実技開催日時・会場

| 開催月日時                                   | 会 場  |
|---|--|
| 令和5年5月15・16・17日<br>8時00分～17時00分(修了試験含む) | 松江市八雲町熊野4524<br>山陰マテリアル(株) 資材センター<br>(旧 松江土建(株) 資材センター)<br>(一社)島根労働基準協会 実技会場 |

※実技は上記日程のうち一日とし、本人へ学科最終日に決定して通知します。

※申込人数により実技の日程を変更する場合があります。

## 4. 学科講習科目・時間割

|       | 科 目                 | 時 間 割         |
|-------|---------------------|---------------|
| 第 一 日 | オリエンテーション           | 8:35 ～ 8:45   |
|       | 玉掛けに必要な力学 (休憩15分含む) | 8:45 ～ 12:00  |
|       | 《昼食・休憩》             | 12:00 ～ 12:50 |
|       | クレーン等に関する知識         | 12:50 ～ 13:50 |
|       | <休 憩>               | 13:50 ～ 14:00 |
|       | 玉掛けの方法(休憩20分含む)     | 14:00 ～ 17:20 |
| 第 二 日 | 玉掛けの方法 (続・休憩10分含む)  | 9:00 ～ 12:10  |
|       | 《昼食・休憩》             | 12:10 ～ 13:00 |
|       | 玉掛けの方法 (続き)         | 13:00 ～ 14:00 |
|       | <休 憩>               | 14:00 ～ 14:10 |
|       | 関係法令                | 14:10 ～ 15:10 |
|       | <休 憩>               | 15:10 ～ 15:20 |
|       | 修了試験                | 15:20 ～ 16:20 |

※力学免除の方は、第1日8:45～12:00(力学)が、合図免除の方は、実技講習において合図が免除となります

## 5. 受講資格区分ごとの講習時間

| 受講者の資格区分 |   | 受講時間                      | 免除科目                         |
|----------|---|---------------------------|------------------------------|
| A        | 下記の資格区分のいずれにも該当しない者<br>(全科目を受講する者)  | 19時間<br>学科 12時間<br>実技 7時間 | なし                           |
| B        | (1) 所定の特別教育を修了し、次のいずれかの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者<br>① つり上げ荷重が5トン未満の揚貨装置の運転<br>② つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転<br>③ つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転<br>④ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転<br>⑤ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転<br>(2) 鉱山において次のいずれかの業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者<br>① つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転<br>② つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転<br>(3) 所定の玉掛業務特別教育を修了し、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 | 18時間<br>学科 12時間<br>実技 6時間 | 実技の合図<br>1時間                 |
| C        | (1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者<br>(2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者<br>(3) 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者   | 15時間<br>学科 9時間<br>実技 6時間  | 学科の力学<br>3時間<br>実技の合図<br>1時間 |

## 6. 受講料・テキスト代 (税込)

| 区分 | 受講料     | テキスト代  | 合計      |
|----|---------|--------|---------|
| A  | 23,100円 | 1,650円 | 24,750円 |
| B  | 21,940円 | 1,650円 | 23,590円 |
| C  | 20,900円 | 1,650円 | 22,550円 |

振込の場合(振込手数料は、振込人の負担)は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ次項郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(振込金受取書の写しに講習の種類、受講人数、金額を明記したものを受講申込書の裏面に添付し、その受講申込書を一括して送付してください。)

### 【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

(口座名) シヤ)シマネロウトウキジュンキョウカイ

一般社団法人 島根労働基準協会

## 7 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。

但し、仮申込から 14 日以内に申込書の原本の提出がない場合、自動的にキャンセルさせていただきます。

\*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

## 8. 携行品・服装

筆記用具、電卓(メモリー機能のないもの・携帯電話の電卓は使用不可)等

実技の際は、玉掛作業が可能な服装とし、玉掛用手袋、ヘルメット、安全靴等を必ず携行してください。

## 9. 修了証について

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

## 10. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（\*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

## 11. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。

（島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。）

**島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話 0852-20-7022）**

## 12. お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

※受講番号

※修了証番号

## 玉掛け技能講習受講申込書

|  |   |   |                          |             |     |
|--|---|---|--------------------------|-------------|-----|
| ふりがな   |   | 印   | 受講区分                     | 開催月日        | 受講地 |
| 受講者氏名  |   |   | 該当するものに○をして下さい。<br>A B C | 5月 8日<br>9日 | 松江  |
| 旧姓等併記の希望<br>旧姓等記入欄 ( ) ※注3                                       | <input type="checkbox"/> (希望者は□にレ点)                                       | 生年月日  | 昭和<br>平成                 | 年 月 日       |     |
| 住所   | (〒 - )  |   |                          |             |     |
| 勤務先  | 名称  | (TEL - - FAX - - )<br>個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。   |                          |             |     |
|  | 所在地   | (〒 - )  |                          |             |     |
| 科目免除資格欄<br>(該当する番号に○をして、従事期間を記入してください。裏面に免許証、修了証の写しを必ず添付してください。) | B   | (1), (2) 該当者<br>① 5トン未満の揚貨装置の運転 ② 5トン以上の跨線テルハの運転<br>③ 5トン未満のクレーンの運転 ④ 5トン未満のデリックの運転<br>⑤ 1トン未満の移動式クレーンの運転<br>⑥ 鉱山における、5トン以上のクレーン又は5トン以上の移動式クレーンの運転<br>□年 □月から □年 □月まで □年 □ヶ月間<br>上記業務に従事しました。 |                          |             |     |
|  |   | (3) 該当者 (玉掛け業務特別教育修了証添付)<br>① つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛け<br>② つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの玉掛け<br>③ つり上げ荷重が1トン未満のデリックの玉掛け<br>□年 □月から □年 □月まで □年 □ヶ月間<br>上記業務に従事しました。                                       |                          |             |     |
|  | C   | ① クレーン・デリック運転士免許取得 ② 移動式クレーン運転士免許取得<br>③ 揚貨装置運転士免許取得<br>④ 床上操作式クレーン運転技能講習修了<br>⑤ 小型移動式クレーン運転技能講習修了  |                          |             |     |
| 証明<br>(A区分は必要なし)   | 上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。<br>令和 年 月 日<br>事業者職氏名 印 |   |                          |             |     |
|  |   |   | 島根労働基準協会加入の有無            | 有           | 無   |
| 上記のとおり申し込みます。  |   |   | 受講料等納入方法                 | 月 日         |     |
|  |   |   | 振込・現金                    | 円           |     |

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

令和 年 月 日  
 (一社)島根労働基準協会 会長 殿

- 注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください  
 注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。  
 注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。  
 注4 ご記入いただいた個人情報、講習目的以外に利用することはありません。